

答申第 909 号

諮問第 1584 号

件名：特定の市教育委員会（へ）から「体罰」もしくは「体罰」ではないかと報告等のあったものの不開示（存否応答拒否）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 1 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 19 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

開示しないこととした理由欄に、文書があるかないかを答えるだけで、とあるが文書がなければ不存在と答えると理由になるところをあえて、あるかないかを答えるだけで、とあるから存在していることは明らかである。処分庁の理由に誤りがある。

また、「体罰」もしくは、「体罰」ではないかという報告書は、職員の職務中（公務中）の行為であり、不開示にする理由はない。

「体罰」等に関する文書を不開示にすることは問題の解決を害する。「体罰」容認につながる。

##### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

最初に、行政文書があるともないとも答える事ができないということについて。

A 市住民から学校で「体罰」があったとの話があった。具体的に詳細が不明であるので、請求に至ったということである。学校から「体罰」

に関する報告が A 市教育委員会になされているか（その内容を含め）どうかも含めて、開示請求をした。請求人にとっては、あるかないかではなく、あるが開示できないという答えを予想していた。しかしながら、処分庁の回答は、請求者をはぐらかすための回答である。

「体罰」「体罰ではないかと問題になった件」に関しては、公開されることが、今後の防止のため、また、そのための検証等のために、必要であるという認識である。公開等が遅れると、被害者の拡大等、およびその後の事情聴取が、困難になることは明らかである。

少なくとも「体罰」に関する件が、学校内だけで、教育委員会への報告もなく、とどまることには、疑問を感じるし、その後、いろいろな問題を生じている県内での例が、報道等でなされている。報告を遅らせていることは、結果的に教職員それぞれの保身ということが考えられる。

また、「体罰」といわれて報道されている内容等を確認すると、「暴力」行為であるといえる。広くは、有形力の行使、という表現がなされているが、暴力行為は、有形力の行使だけでなく、相手に対して、相手に従わせる行為を取った場合は、暴行ということになるという認識である。

学校において、権利として、学校に通う、児童生徒が、教職員から、暴力を受ける理由は一切ない。指導ということなら、相手に届く伝え方で、伝えることが求められる。念のために、声が伝わるということだけではない。その内容、気持ちが言葉で、伝わるということである。

「体罰」または「体罰ではないかと」ということは、あったと聞いた。「体罰」に関するものは、疑わしきは、あったかなかったかも含め、明らかにすることが求められる内容である。今回請求に関する本質は、速やかに明らかになされることが必要な事案である。処分の場合には報告書が提出されているというようであるが、処分に関するものでなくても報告書が提出されているとの判断は、「体罰」に関しては、学校内でまず、記録があり、事案についての文書が作成されていなければならない。それと同時に、学校から教育委員会に報告書が、提出されているはずである。処分庁に言われる、不祥事の基準かどうかということがどのようなことか理解できないが、まずは、「体罰」に関することが、あったかどうかを明らかにしたい。処分庁には明確にしてもらいたい。

処分庁の、不祥事が、公表基準等についての主張は、すり替えではないかといえる。そもそも、「体罰等」があった場合、公開しないということ「暴力による権利侵害」に対する、「人権事案の救済」に優先させて、隠すことは許されない。

学校が、口頭での連絡だけで、終わっているものとしても、それでも、事実関係について「体罰が発生した・あった、学校があったのかど

うかについて」、「口頭連絡だけなのか」、「経過等についての記録はあったのかどうか」等についてのことを、もし全面的不開示にする場合は、処分庁はその理由等を明らかにすることが求められる。説明責任があるということである。これからでも、A市の校長会等で確認することはできるといえる。いまだに学校にあったということなら、知る権利の保障のために、今からでも開示されたら、請求者にとってはありがたい。

市町村に所属する教職員ということではあるが、県費負担の教職員ということであるなら、市町村教育委員会が、県教育委員会から完全に孤立しているわけではないことは明らかである。処分に関しては、県教育委員会も関係があることは明らかである。県教育委員会で、開示請求によって開示されることになる。今回の開示請求は、A市の学校で起きたこととして請求をした。本来なら、人権侵害の事案について公開請求ということも、あるが、より具体的なこととして請求したことが、裏目に出たようである。

個人に関する情報であって開示できないということであるが、もしそうなら、開示すると、権利利益を害するということについて、具体的な説明がなされていない。その説明がなされないと、理由がないけど開示しないという主張になる。当然違法である。どのようなことを明らかにしたら、どのような利益をどのように害するのか、説明を求めるものである。

報告すると処分ということが意識されたら、報告することに支障をきたすということになる可能性があるということである。処分庁は、処分が優先するようなことを主張（不開示の理由として）されるが、生徒や児童にとっては、処分庁が「体罰」を防ぐことが優先するのではないかといえる。

処分庁にとって「人の、生命等を、守るために必要な情報でない」という主張である。教職員の暴力行為等は、被害者にとっては、心、体を、傷つけるものであり、自らを守るために、あらかじめ、速やかに知りたい情報である。教職員が、暴力を行使したら、その背景、理由、市の教職員特有のものなのか、学校全体の問題なのか、教育委員会の問題なのか、今後の学校選択、学校生活のために必要な情報でもあるということである。住民においても同様である。

処分庁が、あるかないも含め、速やかに明らかにされない理由が理解できない。教職員の、「体罰」に関しては、職務中のことであり、処分庁のいう、誤った職務行為かも知れないが、職務の遂行に係る情報でないという主張は明らかな誤りである。学校職員にとっては、児童生徒の人権侵害行為については、他の教職員も把握しておかなければならないことである。勝手に学校に入り込んだ大人が、児童生徒に暴行をした

ら、大事件であり、それが、公務員である教職員であるということなら、さらに問題であるということは理解されると思える。自校の教職員であつてもその罪は変わらない。

「体罰」に関しては、児童生徒の、いるところで起きているということである。その時点で、広く知られた事実ということになることといえる。加害教職員本人は、人権侵害をしているとともに自らの行為を公表しているといえる。知られたくない人（児童生徒）に、知られた事実になっているということである。事件後に、その事実を隠すのか、隠すメリットが理解できない、隠す理由が、なんであるのか疑問でもあり問題でもあるといえる。

当初から、（処分庁が明らかにした内容かもしれないが）報道によって明らかになっている学校名等は、報道されることによってどのような不利益等があつたのか具体的事例によって説明されることを求めるものである。そうでないなら処分庁の主張の正当性を欠く。

「体罰」に関する本件については、速やかな開示を求めるものであり、開示せよとの裁決を求める。

#### ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回の請求の趣旨について、体罰という言い方に非常にこだわっている。このあたりから、今回の事案がきちっと公開されなかったのではなかつたのかと思つたので、それに関して意見を述べたいと思う。

まず、体罰ということについて私なりの考えで言えば、罰であるので、体に与える罰ということであるから、時代劇の江戸時代の内容でいうと百叩きの刑とか、それなりの調べがあつて、それでなかつたその刑に基づいて体にむちを当てるとということが体罰のもとになるのではないかなと思つている。

学校での体罰と言われていることについて若干述べると、学校での内容は、最初体罰ということのいわれを述べたが、簡単に言い過ぎかもしれないが、報告書で出されているのはほとんど暴力行為だというふうに認識している。町なかだろろうと学校の中だろろうと、一応公的な場所であるので、そういうところでの暴力行為についてはきちっと公開されるべきではないかと思つている。そうしなかつたら、一番安全な学校の中で突然体に痛みを感じたり精神的な苦痛を受けたりする義務は一切ないわけであるので、義務に当たらないことをされた場合については、その危険を皆さんにきちっと公表すべきではないかと考えている。

それから、最初に体罰という言葉を使ったが、体罰と、それから暴力行為ということについては、非常に安易に使われ過ぎではないか。学校で使われているから体罰という言い方で言われると、何だか教育過程で

行われているというふうに錯覚を起こさせているのではないかと思っ  
ている。受け取り方が非常に曖昧になったり、ある意味、教員の対応を容  
認する空気が流れているのではないかなと思っっている。安易な表現や判  
断は改めた形で、学校での体罰や暴力について指摘があった場合は取り  
組むべきではないかと思っっている。

それから、学校におけるということで、暴力の被害者に対する状態と  
いうことについて報告書を読むと、それぞれ、まず被害生徒のほうに非  
があったというような書き方がどの文書にも書いてある。これは、私た  
ちは悪いかもしれないが行き過ぎであったというような言い逃れが、報  
告書を記載した報告者の心情があらわれている。このような報告書を許  
すと、本来は被害者の心身を壊しているということがどこかに吹き飛ん  
でしまっているのではないかという気持ちを受けている。

それから、そういう吹き飛ぶようなことを報告書に書かれると、依存  
症的な加害者である教員の行為が容認されると、それが行くところまで  
行くと、免職というところに陥っていく。教員もある意味学校の財産で  
あるので、安易に免職になるような追い詰め方をするのではなくて、も  
うちょっと何か対応があるのではないか。事件が起きたら、どんな小さ  
いことでも暴力は暴力として公表・公開をすることが原則ではないかな  
と思っっている。

被害者や加害者に対していろいろ、心の痛みや職を失うということに  
なったときは、その責任はやはり行政が受けるものであるし、行政が対  
応すべきものであるというふうに考えている。

そういうことからすれば、事件の公開や事件のあった内容について公  
に問うということが、これがまず原則でないかと思っっている。その原則  
に従って公開されたものをもとに、今回の請求者である私も原因や背景  
を、どういうふうにしてそういうことが起きたのか捉えたいと思って請  
求をしている。

当然公開されてないと、具体的なことが書いてないと、何が起きたの  
がさっぱり分からない。今回の事件も、間接的に聞いた内容で請求した  
わけであるが、現在のところはなかったことになっているということ  
であるわけであるから、今までしゃべったことの内容の危惧するところが  
若干まだ改善されないんだろうなど、不安と不信を思っっている。

それから、結果的に今回の事案がなかったことになるとどうなるかと  
いうと、当事者、まず教員の側からいえば、「ああ何とか逃れた、自ら  
の教育活動が容認された、俺は正しかった」というふうに誤解される場  
合もある。それから生徒の側、小学校の場合は児童というが、生徒の側  
からすれば、「先生、あれだけのことやって何も言われたいの」という  
ふうな不信感を持ったり、大人に対する何とかして欲しかったという気

持ちが芽生えたときに、何かその人たちの気持ちに傷つけることに、ずっとその後も傷つけることになるという心配をしている。

今回、もし私が請求した段階で、オーバーかもしれないが暴力行為であるので、それなりに第三者機関等を設置されて、児童生徒、保護者、教員等に聞き取り等をされて、それでもなおかつなかったと言われたら、それなりに納得もするが、現在のところはそういう対応をしたとも聞いてないし、その結果、あったともなかったとも聞いていないので、本来は、この内容について公表されたら、行政ができない部分をその文書を見た住民が分析等していけたら、その後の対応にも何らかの助けになるのではないかと思って、今回もあえて請求、そして審査請求をするに至ったということである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、平成 29 年度に A 市教育委員会から県教育委員会に提出された又は県教育委員会から A 市教育委員会へ発出した、A 市教育委員会の管轄における市立小中学校での教職員の体罰又は体罰と疑われる行為に関する事案の報告等に係る文書であって、県教育委員会が本件開示請求のあった平成 30 年 1 月 9 日までに作成又は取得したものであると解した。

#### (2) 条例第 10 条該当性について

ア 本件請求対象文書は、体罰に関する非違行為があった場合に県教育委員会が作成又は取得するものであるが、その内容により懲戒処分又は指導上の措置（以下「処分等」という。）が検討され、決定されることになるため、本件請求対象文書は、体罰に関する非違行為を行った教職員（以下「加害教員」という。）の処分等に関する文書である。

イ A 市教育委員会の管轄の学校では、本件開示請求に係る期間に県教育委員会が定める「懲戒処分の公表基準」に基づく公表事案に該当する体罰に関する教職員の不祥事はなく、不祥事の発生について公表している事案はない。仮に本件開示請求に該当する体罰に関する不祥事があったとしても、「懲戒処分の公表基準」に基づき、非公表とされたものである。

ウ ところで、県教育委員会では、処分等に関する文書について、市町村名又は学校名を特定せずに、処分年度又は体罰等の非違行為の名称を特定した開示請求があれば、一般的には、文書を特定した上で、処分等の公表の状況に応じて、加害教員の個人情報に当たる氏名、所属校名、所属する学校の市町村の名称等のうち公表されていない部分を不開示と

し、その余を開示する一部開示決定（以下「通常の一部開示決定」という。）を行っている。

処分等に関する文書のうち、非違行為に関する速報及び非違行為報告書（以下「非違行為に関する速報等」という。）には、加害教員が所属する学校の市町村の名称に関する情報も記載されているが、非違行為に関する速報等は、非違行為発生に至るまでの経過及び非違行為の具体的内容が記載されている文書であることを考慮すると、加害教員の所属する学校の市町村の名称に関する情報を開示すれば、通常の一部開示決定がされた非違行為に関する速報等の内容と照合することによって、同僚、近隣住民等の関係者であれば、加害教員が識別され得るものである。

エ 本件開示請求の内容は、処分等に関する文書に対する開示請求がなされた場合、不開示となる加害教員の所属する学校の市の名称を指定したものであるが、開示請求は複数回行うことが可能であり、本件開示請求とは別に、市町村の名称を変えたり、別の年度を指定した同様の開示請求が繰り返されたりした場合、仮に非違行為に関する速報等の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否により、特定年度における特定の市町村が所属する教職員の受けた処分等の有無が明らかになる。こうして、特定年度における処分等の存在した市町村が少数である場合もあり得ることから、当該年度における処分等の存在した市町村に関する情報と、通常の一部開示決定によって公にされた、非違行為に関する速報等の内容と照合することによって、同僚、近隣住民等の関係者であれば、特定の学校の特定の個人が処分等を受けたという事実が明らかになる。

したがって、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、請求の対象である A 市の学校に所属する教員だけでなく、「懲戒処分の公表基準」に基づく公表事案に該当しない体罰に関する不祥事によって県内の特定の市町村の学校に所属する特定の教員が処分等を受けたか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

オ よって、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、本件存否情報は、体罰に関する不祥事があったとしても非公表とされた案件に係るものであり、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報で

あるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

さらに、本件存否情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、仮に処分等があった場合の教員は公務員であるが、処分等を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。さらに、予算の執行を伴うものでもないため、同号ただし書ニにも該当しない。

カ したがって、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき個人情報に該当する。

- (3) 以上のことから、本件請求対象文書の存否自体の情報に条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報として保護すべき利益があることから、条例第 10 条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 29 年度に A 市教育委員会から県教育委員会に提出された又は県教育委員会から A 市教育委員会へ発出した、A 市教育委員会の管轄における市立小中学校での教職員の体罰又は体罰と疑われる行為に関する事案の報告等に係る文書であって、県教育委員会が本件開示請求のあった平成 30 年 1 月 9 日までに作成又は取得したものであると認められる。

##### (2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。



また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下判断する。

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

なお、特定の個人を識別することができるかどうかの照合の対象となる「他の情報」には、仮に当該個人の同僚、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の年度及び特定の市の教育委員会を指定してなされたものである。開示請求は複数回行うことが可能であり、市の名称及び年度の範囲の指定をそれぞれ変えた同様の開示請求が繰り返された場合に、本件開示請求及び同様の開示請求に対し請求対象文書の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否の情報を組み合わせることにより、特定の年度における特定の市の処分等の有無が明らかとなる。

また、実施機関によれば、処分等に関する文書について、市町村名又は学校名を特定せずに、処分年度又は体罰等の非違行為の名称を特定した開示請求があれば、一般的には、文書を特定した上で、通常の一部開示決定を行っているとのことである。

よって、特定の年度に特定の市において処分等があったことが明らか

となれば、通常の一部開示決定によって公にされた、非違行為に関する速報等の内容と照合することによって、関係者であれば、特定の学校の特定の個人が処分等を受けた事実が明らかになると認められる。

したがって、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

エ また、特定の個人が処分等を受けた事実は、県教育委員会の定める「懲戒処分の公表基準」に該当しない限り公にされることはないことから、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。そして、仮に処分等があった場合の当該個人は公務員であるが、本件存否情報は、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

オ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

2017 年度

A 市教育委員会（へ）から「体罰」もしくは「体罰」ではないかと報告等のあったもの

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.11.19	諮問 (弁明書の写しを添付)
30.12.18	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1. 5.24 (第573回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
1. 6.28 (第576回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 7.26 (第578回審査会)	審議
1. 8.28	答申